



平成26年9月1日発行 第122号

○お知らせ

「職場研修アドバイザーにご相談ください！（職場研修実施サポート事業）」

「平成26年度指定更新事業者研修を実施します」

「小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催」

○報酬算定・運営基準

「居宅系サービス及び介護予防サービス事業所（特定施設入居者生活介護を除く）、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に
関わる変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」

「介護給付費等の請求回線のインターネット化について」

お知らせ

○ 職場研修アドバイザーにご相談ください！（職場研修実施サポート事業）

職場研修アドバイザーが、研修のしくみづくりや効果的な実施方法等について相談を受けます。

☆「研修をする時間がとれない」「職場研修に対する認識がバラバラになっている」「OJTをどのように取り組めばよいかわからない」「現場チームの質を高めたい」「各施設・事業所で研修をしているが、法人全体での取り組みに発展させたい」…このような悩みや相談がありましたら、職場研修アドバイザーにお気軽にご連絡ください。

☆相談方法は、電話相談、来所相談のほか、職場研修アドバイザーが直接事業所を訪問する等、事業所の都合にお応えします。

☆相談料は無料です。

【対象事業所】

福祉・介護に関するサービスを提供し、次の要件のいずれかに該当する事業所が対象となります。

- (1) 利用者の定員が、施設サービスで110人、在宅サービスで50人以下の事業所
- (2) 利用者の定員がない事業所は、1サービス当たりの利用実人員（直近1か月または直近3か月の平均）が110人以下の事業所
- (3) 上記に定める他、東京都及び東京都社会福祉協議会が協議の上、特に支援が必要と認められる事業所

【職場研修アドバイザー】

全社協中央福祉学院「職場研修担当者研修会インストラクター養成コース」修了者（東京都福祉人材センター研修室職員）

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL 03-5320-4049
東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

お知らせ

○ 平成26年度指定更新事業者研修を実施します

平成27年1月1日から平成27年7月1日に指定更新を行う居宅サービス事業者の管理者等を対象に研修会を開催いたします。対象事業者に対しては、研修受託先の（公財）東京都福祉保健財団から受講票が送付されますので、必ずご持参の上、ご参加ください。

- ◆ 日 時 平成26年9月17日（水曜日）13時00分から16時15分
- ◆ 場 所 なかのZERO 大ホール（中野区中野2-9-7）
- ◆ 目 的 1. 介護サービス利用者の尊厳の確保・介護サービスの質の向上
2. 介護事業者の法令遵守の徹底

【お問い合わせ先】

（公財）東京都福祉保健財団 事業者指定室 03-3344-8517

お知らせ

○ 小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催

火災時の発見・通報・初期消火、避難・救出等の初期対応力の向上に重点を置いた、自衛消防活動要領及び救出活動要領の実技並びに防火安全対策についての防火実務講習を開催します。

実施日：平成26年10月16日（木曜日）、平成26年10月17日（金曜日）、平成26年10月18日（土曜日）
いずれも同一内容 <11月以降も実施予定>
受講料：5,000円

【ホームページ】<http://www.tokyo-bousai.or.jp/lecture/bousai/syokibo/index.html>

【お問い合わせ先】 公益財団法人 東京都防災救急協会 TEL03-5295-2808

報酬算定・運営基準

○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所（特定施設入居者生活介護を除く）、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。

かいてき便り（第116号平成26年3月1日発行）でお知らせしたとおり、居宅系サービス及び介護予防サービス事業所（特定施設入居者生活介護を除く）、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。なお、様式に変更はありません。今後、変更届を提出する場合は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人（紹介率最高法人）の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成26年度前期分（判定期間：平成26年3月1日～同年8月31日）の受付期間は、9月1日から9月16日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001（住所不要） 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/genzan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 介護給付費等の請求回線のインターネット化について

平成26年8月15日付で「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等に関する省令の一部を改正する省令」が公布、施行されました。

これに伴い、現在、介護サービス事業所等から東京都国民健康保険団体連合会（以下、都国保連という）に対する介護給付費等の請求方法については、伝送（ISDN回線）、電子媒体（FD、MO、CD-R）及び書面となっておりますが、今後は原則として、伝送又は電子媒体による請求となります。（※一定の場合には例外規定があり、平成30年3月末までに都国保連に届け出ることにより、平成30年4月以降も書面による請求を可能としています。）また、平成26年11月よりADSL回線及び光ファイバー等のインターネット回線による請求が可能となります。

これを受け、都国保連においては、平成26年8月からインターネット回線による請求の届け出の受付を開始しています。なお、現在使用している『ISDN回線』での請求も平成30年3月末まで受付可能です。

インターネット回線による請求の届出に関することや請求の詳細については、都国保連までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

◆東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉課

TEL 03-6238-0207

ホームページURL

http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/internet_start_accepting/index.html